

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市畔田字塚原 7 5 6 番地

氏 名 株式会社京葉クリーンセンター
代表取締役 大道寺 俊幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 9 月 1 3 日

許可の有効年月日 令和 8 年 9 月 1 2 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（建設基礎工事に係る脱水後のものに限る）、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 1 0 種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条
例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8 年 9 月 1 3 日 新規許可

令和 3 年 9 月 1 3 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都